



【表紙】  
 【提出書類】  
 【根拠条文】  
 【提出先】  
 【氏名又は名称】

変更報告書 No. 7

法第 27 条の 25 第 1 項

関東財務局長 殿

クリフォード チャンス 法律事務所  
 外国法共同事業  
 弁護士 鈴木秀彦



【住所又は本店所在地】

東京都港区赤坂 2 丁目 17 番 7 号  
 赤坂溜池タワー 6 階

【報告義務発生日】

平成 17 年 9 月 16 日

【提出日】

平成 17 年 9 月 26 日

【提出者及び共同保有者の総数 (名)】

1

【提出形態】

その他

第 1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	リンナイ株式会社
会社コード	5947
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京 名古屋
本店所在地	愛知県名古屋市中川区福住町 2-26

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者）／1】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（英国法に基づく株式会社）
氏名又は名称	シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッド (Silchester International Investors Limited)
住所又は本店所在地	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6ティール、ブルトン ストリート1、タイム アンド ライフ ビル5階 (Time & Life Building, 5 <sup>th</sup> Floor, 1 Bruton Street, London W1J 6TL, England)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	1995（平成7）年2月9日
代表者氏名	ステファン・バット（Stephen Butt）
代表者役職	会長
事業内容	投資顧問会社

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂2丁目17番7号 赤坂溜池タワー6階 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 鈴木秀彦
電話番号	03-5561-6640（代表） 03-5561-6663（担当者直通）

#### (2)【保有目的】

顧客である機関投資家の利益を目的とした通常の業務としての純投資
---------------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			6,623,200
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 6,623,200
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株式等の数(総数) (M+N+O+P)	Q	6,623,200	
保有潜在数の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年9月16日現在)	S 54,216,463
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	12.22
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	11.15

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成17年7月19日	普通株式	6,000	取得	
7月20日	〃	35,200	取得	
7月21日	〃	50,000	取得	
7月22日	〃	50,000	取得	
7月25日	〃	50,000	取得	
7月26日	〃	28,800	取得	
7月27日	〃	38,500	取得	
7月28日	〃	3,800	取得	
8月1日	〃	50,000	取得	
8月2日	〃	19,800	取得	
8月3日	〃	50,000	取得	
8月4日	〃	50,000	取得	
8月5日	〃	40,000	取得	
8月8日	〃	50,000	取得	
8月9日	〃	45,000	取得	
8月10日	〃	5,900	取得	
8月11日	〃	1,000	取得	

8月12日	"	50,000	取得	
8月15日	"	50,000	取得	
8月16日	"	50,000	取得	
8月17日	"	50,000	取得	
8月18日	"	50,000	取得	
8月19日	"	50,000	取得	
8月22日	"	34,200	取得	
8月25日	"	23,000	取得	
8月26日	"	26,800	取得	
8月30日	"	26,700	取得	
8月31日	"	25,700	取得	
9月1日	"	7,500	取得	
9月2日	"	23,500	取得	
9月5日	"	2,000	取得	
9月6日	"	200	取得	
9月7日	"	33,000	取得	
9月8日	"	50,000	取得	
9月9日	"	50,000	取得	
9月12日	"	39,500	取得	
9月13日	"	32,000	取得	
9月14日	"	35,000	取得	
9月15日	"	27,100	取得	
9月16日	"	250,000	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	15,841,232
上記 (V) の内訳	顧客の勘定で資金を運用している。
取得資金合計(千円) (T+U+V)	15,841,232

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

# SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS LIMITED

Time & Life Building  
1 Bruton Street  
London W1J 6TL  
Telephone (020) 7518 7100  
Facsimile (020) 7491 7495

## POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS that **Silchester International Investors Limited**, a corporation duly organized and existing under the law of England, with its address at Time & Life Building, 5<sup>th</sup> Floor, 1 Bruton Street, London W1J 6TL, England (the "Company"), does hereby make, constitute and appoint Hidehiko Suzuki and Satomi Muramatsu, or any one of them, attorneys-at-law with their offices at CLIFFORD CHANCE LAW OFFICE (Gaikokuho Kyodo Jigyo), Akasaka Tameike Tower, 6th Floor, 17-7, Akasaka 2-chome, Minato-ku, Tokyo 107-0052, Japan, its true and lawful attorneys-in-fact, for it and in its name, place and stead, to do the following acts and things:

1. To prepare, execute and file with the *Kanto* Finance Bureau a report concerning holding shares of Japanese corporations, in accordance with the provisions of Article 27-23, Paragraph 1 and/or Article 27-26, Paragraph 1 of Securities and Exchange Law (Law No. 25 of 1948, as amended) (the "Law") and any report(s) of change thereafter in accordance with the provisions of Article 27-25, Paragraph 1 and/or Article 27-26, Paragraph 2 of the Law, and to supplement and/or amend said report(s).
2. To send copies of said report(s) and supplemented and/or amended report(s) mentioned in 1 above to any organizations and corporations, in accordance with the provision of Article 27-27 of the Law.
3. To do any or all things relating to the above, including the appointment and dismissal of one or more sub-attorneys to act on behalf of the Company with respect to any or all of the powers granted in paragraphs 1 and 3 inclusive hereof.

IN WITNESS WHEREOF, Silchester International Investors Limited has caused this Power of Attorney to be signed in its name and on its behalf by Andrew JS Summers, its Chief Operating Officer, this 20<sup>th</sup> day of September, 2005.

By: Andrew Summers  
Name: Andrew JS Summers  
Title: Chief Operating Officer

この写しは、原本と相違ありません  
弁護士 鈴木 秀彦



(和訳文)

## 委任状

英国法に基づき設立され現存し、英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6ティーエル、ブルトン ストリート1、タイム アンド ライフ ビル5階に住所を有するシルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区赤坂二丁目17番7号 赤坂溜池タワー6階、クリフォード チャンス法律事務所（外国法共同事業）の弁護士 鈴木秀彦 及び 同 村松里実に対し、当社のためにその名において、以下のことをなす権限をここに委任する。

1. 証券取引法(昭和23年法律第25号)（以下「法」という。）第27条の23第1項及び法第27条の26第1項に基づく当社の日本法人株式の保有に係る大量保有報告書並びに法第27条の25第1項及び法第27条の26第2項に基づく上記報告書の変更報告書及び訂正報告書を作成し、関東財務局にこれを提出すること
2. 上記各種報告書の写しを法第27条の27に従って関係各所に送付すること
3. 本委任状第1項乃至第3項の各項により授権された事項に関連し、当社を代理してその他一切の行為（復代理人の選任・解任を含む。）を行うこと

上記の証として、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッドは本委任状を作成し、本日2005年9月20日、当社最高執行責任者アンドリュー・J・サマーズが当社を代表して本委任状に署名した。

---

氏名：アンドリュー・J・S・サマーズ  
役職：最高執行責任者

以上正訳致しました。

平成17年9月26日

弁護士 鈴木秀彦

